

## 社会福祉法人函館鴻寿会 介護福祉士実務者養成研修通信課程 学則

### (設置目的)

第1条 「社会福祉法人函館鴻寿会 介護福祉士実務者養成研修通信課程」(以下「本施設」という。)は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、本施設が実施する介護福祉士実務者研修(以下「本研修」という。)を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出し、地域社会に貢献ならびに地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本施設の名称は、「社会福祉法人函館鴻寿会 介護福祉士実務者養成研修通信課程」という。

### (位置)

第3条 本施設は、北海道函館市亀田町7番1号に置くものとする。  
2 面接授業は、上記に所在する施設において実施する。

### (修業年限)

第4条 本施設の修業年限は6ヶ月以上とする。  
2 前項の規定にかかわらず、既に次の研修を修了した者については、受講期間が1ヶ月以上あって、且つ修了基準を満たした場合には修了認定できるものとする。  
ア 介護に関する入門的研修  
イ 生活援助従事者研修  
ウ 訪問介護員養成研修(1～3級)  
エ 介護職員初任者研修  
オ 介護職員基礎研修  
カ 喀痰吸引等研修  
キ その他上記に掲げる課程に準ずる課程

### (受講定員及び学級数)

第5条 受講定員は1回あたり20名(1学級)とする。

### (養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1の通り通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。  
2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。))に定める内容に準拠する。

### (履修免除)

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修を修了している者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表2に定めるところにより履修を免除することができる。

### (学年、学期及び休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設責任者が必要と認められる場合には、休業日を変更することがある。  
(1) 年末年始 12月29日～1月3日  
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(入所時期)

第9条 入所時期は、毎年度6月とする。

(入所資格)

第10条 入所資格は、本施設の面接授業を北海道内の受講可能な地域に居住する者であって、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

(入所者の選考)

第11条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき受講決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続)

第12条 入所手続きは、本施設が定める受講申込書に、誓約書及び介護に関する研修（訪問介護員1級及び2級課程ならびに3級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程等、本規程第4条に定めるところによる。）を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第13条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(受講料)

第14条 本施設の受講料は、第6条第2項、第7条及び第12条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の各号に定める通りとする。なお、看護師および准看護師ならびに喀痰吸引等研修修了者は、下記金額よりさらに20,000円を減額する。

- (1) 既研修未受講者、訪問介護員3級課程 130,000円（税込、テキスト代は含む。以下同じ）
- (2) 介護に関する入門的研修 120,000円
- (3) 生活援助従事者研修 120,000円
- (4) 訪問介護員2級課程 80,000円
- (5) 介護職員初任者研修 80,000円
- (6) 訪問介護員1級課程 70,000円
- (7) 介護職員基礎研修課程 40,000円

2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講の辞退の申し出があった場合は法人規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とし、事務手数料として返還額から2,000円を徴収する。

辞退を申し出た日	返還日
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日から開講2日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(補講)

第15条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講を受けることによって、当該科目を受講したものとみなす。ただし、補講にかかる授業料については、1時間あたり1,000円（税込）を受講者の負担とする。

(教職員の組織)

第 16 条 本施設に、施設長、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(通信学習の実施方法)

第 17 条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生は当研修で提供される添削問題をテキストに沿って自己学習し、当研修の定める期日までに解答を郵送・提出しなければならない。

(2) 評価方法

各科目の提出された問題（レポート含む）を添削し、評価する。

評価基準は、A：90%以上、B：80～89%、C：70～79%、D：70%未満の4段階で、C以上の評価の受講生を合格とする。D評価の受講生については、合格するまで、再提出を繰り返す。

(3) 個別学習への対応 個別学習の際の質問に関しては、任意の質問用紙で郵送あるいはファックスで受付し、担当講師が回答する。

(介護過程Ⅲにおける面接授業の実施方法)

第 18 条 面接授業は次の方法で実施する。

(1) 面接授業は指定された日に法人研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。

(2) 面接授業に出席するためには、法人の定める期日までに通信学習を修了していることが条件である。

(3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者（安定期にある者は除く）、感染症に感染している者、またはその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。ただし、第 15 条に定める規定に基づき補講を受けることによって、当該科目を受講したものとみなす。

2 面接授業の評価は、全日程に出席した者に対し、指導教員の報告に基づき、総合的成績を評価する。

3 面接授業の評価の結果、これに合格した者は医療的ケアに進むことができる。

(在籍期限)

第 19 条 在籍期限は1年間以内とする。ただし、やむを得ない場合については手続きの上2年までとする。

(学習の評価)

第 20 条 学習の評価は、科目ごとに1回以上テキストに則った課題を賦課し、その添削を行うことにより、国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

2 介護過程Ⅰ・Ⅱ及び生活支援技術Ⅰ・Ⅱについては、介護過程Ⅲにおける面接授業までに学習が終わっていることとし、面接授業を通して評価する。

3 面接授業の場合において、授業開始から15分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第15条に規定する補講を受講することができる。なお、面接授業を全ての演習に出席できない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。

4 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

(修了認定方法)

第 21 条 修了の認定方法については次のとおりとする。

(1) 通信学習は、提供される添削問題を期日までに提出し、全て課題数の70%以上をとること。

(2) 面接授業（介護過程Ⅲ）は、演習の全てに参加し実技の評価で合格することと、筆記試験で課題数の70%以上をとること。実技の評価は、(4)の評価基準を適用する。

- (3) 医療的ケア（演習）の評価については、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」に準じて評価し、一定の基準に達すること。
- (4) 修了評価及び受講態度を総合的に評価する。  
評価基準は、A：90%以上、B：80～89%、C：70～79%、D：70%未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講生が修了者として認められる。
- (5) 面接授業（介護過程Ⅲ）及び医療的ケア（演習）で不合格の場合は、追試の機会を設けて合格に達するまで再評価を行う。

（修了証明書の発行）

第22条 修了を認定された者は、法人において修了証明書を発行する。

（修了証明書の再交付）

第23条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として、500円（税込）を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が法人に来訪するものとする。

（懲戒処分）

第24条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者
  - (2) 受講意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
  - (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にも拘わらずこれに従わない者
  - (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者
  - (5) その他当該講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者
- 2 前項の事由によって、養成施設責任者が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

（個人情報の保護）

第25条 法人が知り得た受講予定者及び受講生に係る個人情報は法人の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

（その他研修に係る留意事項）

第26条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じるものとする。

（その他の事項）

第27条 この学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

附 則

この学則は、平成30年3月9日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1) 科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数	本施設時間数	履修方法
人間の尊厳と自立 (5)	5 時間	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ (5)	5	同上
社会の理解Ⅱ (30)	30	同上
介護の基本Ⅰ (10)	10	同上
介護の基本Ⅱ (20)	20	同上
コミュニケーション技術 (20)	20	同上
生活支援技術Ⅰ (20)	20	同上
生活支援技術Ⅱ (30)	30	同上
介護過程Ⅰ (20)	20	同上
介護過程Ⅱ (25)	25	同上
介護過程Ⅲ (45)	45	面接授業にて履修する。
こころとからだのしくみⅠ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅡ (60)	60	同上
発達と老化の理解Ⅰ (10)	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ (20)	20	同上
認知症の理解Ⅰ (10)	10	同上
認知症の理解Ⅱ (20)	20	同上
障害の理解Ⅰ (10)	10	同上
障害の理解Ⅱ (20)	20	同上
医療的ケア (50) 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 必要回数	同上 面接授業にて履修する。
合計	450	

(別表2) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数	介護職員 初任者 研修	生活援助 従事者 研修	介護に関する 入門的 研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	看護師 准看護師	その他 全国研修 免除科目
					1級	2級	3級			
人間の尊厳と自立	5	免除	免除		免除	免除	免除	免除		
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除		免除	免除	免除	免除		
社会の理解Ⅱ	30				免除			免除		
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除		免除	免除		免除		
介護の基本Ⅱ	20				免除	免除		免除		
コミュニケーション技術	20				免除			免除		
生活支援技術Ⅰ	20	免除			免除	免除	免除	免除		
生活支援技術Ⅱ	30	免除			免除	免除		免除		
介護過程Ⅰ	20	免除			免除	免除		免除		
介護過程Ⅱ	25				免除			免除		
介護過程Ⅲ	45							免除		
こころとからだのしくみⅠ	20	免除			免除	免除		免除		
こころとからだのしくみⅡ	60				免除			免除		
発達と老化の理解Ⅰ	10				免除			免除		
発達と老化の理解Ⅱ	20				免除			免除		
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除			免除		認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20				免除			免除		
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除			免除		
障害の理解Ⅱ	20				免除			免除		
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養 演習	50 必要 回数								免除	喀痰吸引 等研修
合計	450	320	410	430	95	320	420	50		